

## 危害予防規程に追加すべき項目一覧

危害予防規程に追加すべき項目	対 象 事 業 所						
	第 1 種 製造事業所	津波防災地域づくりに関する法律第 8 条の規定により津波浸水想定が設定された区域（※）内にある第 1 種製造事業所					
		一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則又はコンビナート等保安規則適用事業所			冷凍保安規則適用事業所		
		当該事業所の所在地における津波浸水想定が 3 m を超える場合	当該事業所の所在地における津波浸水想定が 1 m（車両に固定した容器にあっては、2 m）を超える場合	左記以外	当該事業所の所在地における津波浸水想定が 3 m を超える場合	左記以外	
(1) 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること。	○	○	○	○	○	○	
(2) 津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること。		○	○	○	○	○	
(3) 津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順および権限に関すること。		○	○	○	○	○	
(4) 津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること。		○	○	○	○	○	
(5) 津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事に対する当該被害の想定に係る情報提供に関すること。		○			○		
(6) 充填容器等（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針に関すること。		○	○				
(7) 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、防消火設備、通報設備、防液堤その他保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。		○	○	○	○	○	
(8) 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。		○	○	○	○	○	